



～事務所通信創刊～

「事務所通信創刊」にあたって

このたび、「事務所通信」を創刊することとなりました。毎月、税制改正や労務・経営・IT情報、その他経営に役立つ情報、そして事務所のお知らせなどを、皆さまへ届けてまいりたいと思います。

今年は、伊藤智哉税理士事務所創設5年目になります。「自分にかかわる人達のお役に立つ」をモットーに、顧問先さまの存続・発展を支援し、地域社会に貢献する事務所を目指してこれからも努力してまいります。

そしてこれらの情報提供が奮闘する経営者の皆さまへの経営サポートの一助となれば幸いです。

引き続き、ご指導ご鞭撻のほど、よろしくお願いいたします。

会社が負担した通信費と所得税

現在では子供から大人まで、携帯電話はどの世代にも幅広く普及している時代です。

単に携帯電話として通話するだけでなく、インターネットによる検索などパソコン並みの機能を持ち、また、タブレットを活用して資料を作成するなど、ビジネスシーンでも活用されることが多くなっています。

よく顧問先さまから相談を受ける内容の1つですが

この個人が所有している携帯端末の料金について、業務で使用する分を会社が一部負担した場合、税務上どのような取扱いとなるのでしょうか。

給与所得の計算上、給与や賞与の他、「これらの性質を有する給与(経済的利益の供与など)も含まれる」(所得税法第28条第1項)ため、**会社が一定額を一律に支給**する場合には、**給与等として源泉所得税の課税対象**となると考えられます。

では、給与等として課税されないためにはどのようにするとよいのでしょうか。

本来、**会社が負担すべき実費弁償**としての使用分を**明確に把握**することができれば、**給与等にはならないものと考えられます**。例えば、請求書の内訳明細書等で取引先との通話記録が明らかに区分されており、その業務使用分の通信費を支給している場合などです。しかし、どこまでが業務使用分で、どこまでが個人使用分かを正確に区分することは、実務上、煩雑であり難しいと思われれます。

携帯端末の利用については、**法人名義で契約し、社員に貸与する**形をとることで、**給与等として取扱われないようにすることが望ましいと言えるでしょう**。もちろん、個人的な使用の有無をチェックすることも必要となることは、言うまでもありません。

【今月の経営格言】 「経営哲学」なくして、企業の発展はかなわない by 稲森和夫 (京セラ会長)

経営者は、企業の発展を信じて事業展開しています。ですが、停滞、衰退し、姿を消す企業もあります。発展する企業と、そうでない企業の違いは、どこにあるのでしょうか？稲森和夫は、「反映、存続する企業は、『目に見えない資源』を原動力にしていると考えています。・目に見える資源・・・人材、商品、設備、資金(ヒト、モノ、カネ)・目に見えない資源・・・経営理念(経営の目的)、経営哲学(人生・仕事の判断基準)